

資料 4

5 消安第 7003 号
令和 6 年 3 月 5 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

飼料の公定規格の一部改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 26 条第 6 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の飼料の公定規格（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 756 号。以下「公定規格」という。）の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 公定規格の備考の 3 の別表第 3 に、別紙の飼料原料名の欄に掲げる飼料原料等の可消化養分総量、代謝エネルギー等を定めること。
- 2 公定規格の備考の 3 の第 2 章に規定される可消化養分総量及び代謝エネルギーの計算方法の一部を改めること。

申請のあった新規飼料原料

可消化養分総量及び代謝エネルギー等（別表第3）

番号	原料名	内 容
1	発酵脱皮大豆油かす	脱皮大豆油かすを乳酸菌（エンテロコッカス フェシウム）で発酵処理したもの。
2	肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）	牛由来の原料から製造した CP がおおむね 47% のもの。